



住民異動の手続きをお忘れなく

転勤・進学などで引っ越しするとき

届け出	届け出の期間	届け出に必要なもの
秋田市から他の市区町村へ住所を移すかた ▶ 転出届	転出する前 転出先の市区町村に出す 転出証明書を交付します。 転出先の住所を確かめてからおいでください。	①国民健康保険に加入しているかたは保険証 ②印鑑登録をしているかたは「印鑑登録証」または「あきた市民カード」 ③福祉医療費受給者証・老人保健法医療受給者証をお持ちのかたは受給者証
秋田市内で住所を移すかた ▶ 転居届	引っ越しをしてから14日以内	①国民健康保険に加入しているかたは保険証 ②福祉医療費受給者証・老人保健法医療受給者証をお持ちのかたは受給者証
他の市区町村から秋田市へ住所を移したかた ▶ 転入届	転入してから14日以内	前に住んでいた市区町村から交付された 転出証明書 *国民健康保険に加入するかた、国民年金に加入しているかたは窓口にお話してください。
転校	住民異動届(転出・転居・転入)を出すと、転校に必要な書類を交付します。交付された書類を、転出・転居の場合は転校前、転入の場合は転校後の学校に提出して指示を受けてください。	

住民異動届を受け付けるとき、届け出に來られたかたの本人確認を実施しています。届け出に來るときは、免許証や保険証などをお持ちください。

住民異動の届け出場所

市民課tel(866)2018 土崎支所tel(845)2261 新屋支所tel(888)8080
 アルヴェ市民サービスセンターtel(887)5320
 河辺市民センターtel(882)5131 岩見三内連絡所tel(883)2111
 雄和市民センターtel(886)5523 大正寺連絡所tel(887)2111

受け付け時間 平日の午前8時30分～午後5時15分
 (アルヴェ市民サービスセンターは平日の午前9時～午後5時15分)

3月下旬～4月上旬、特に月曜日など、休日明けの日はたいへん込み合います。時間に余裕を持ってお出かけください。

修学で親と別居するときには 学生用被保険者証に

転出届と一緒に手続きを

国民健康保険に加入しているかたが、修学のため他の市区町村へ住所を移し、両親などの扶養者と別居する場合、「学生用被保険者証」に切り替えると、扶養者と同じ秋田市の国民健康保険を引き続き使うことができます。

手続きは転出届と一緒にできます。国民健康保険被保険者証と在学証明書()を持って、下記の窓口へどうぞ。

手続きの場所...市民課、土崎支所、新屋支所
 アルヴェ市民サービスセンター、河辺市民センター
 岩見三内連絡所、雄和市民センター、大正寺連絡所

入学前に手続きする場合、合格通知書や納付済みの入学金納付書などで手続きできますが、後で在学証明書を提出していただきます。



問い合わせ 国保年金課国保年金資格担当tel(866)2097

ネコの 飼い主さんへ お願いです



市には、ネコに関するトラブルの相談が年間300件以上寄せられます。内容は、糞尿、悪臭、鳴き声、捨てネコなどです。

解決には、飼い主さんが、近所への配慮など責任を持つことが必要です。ネコの生態、習性、生理を理解し、愛情を持って飼いましょう。

屋内でも問題なく飼えます

苦情の多くは、庭に糞尿をされたとか、家に入り込んで来たといったもの。また、ネコを外に出すと交通事故や感染症といった危険もあります。屋内で飼うようにすると、責任を持って飼えますし、ネコにとっても安全です。

エサ、身を隠せる場所、トイレがあれば屋内でも問題なく飼うことができます。運動不足が心配ですが、家の中の高いところに登り降りさせるだけで十分です。

外に慣れたネコでも、飼い主さんの努力次第で屋内で飼えるようになります。

不妊手術はネコちゃんのため

生後3か月に満たない子ネコが、毎年250匹ほど保健所に持ち込まれます。繁殖を望まないなら、かわいそうなネコを増やさないために不妊手術をしましょう。

不妊手術をすると、オスのマーキング(なわばりを示すために尿をかけること)、夜鳴きなどもなくなります。また、乳がんや生殖器官の病気を防ぐこともできます。

迷子札は責任の証しです

飼いネコには、飼い主を明示する迷子札と首輪を付けましょう。迷子札は飼い主の責任意識を明らかにし、近所への迷惑防止にもつながります。

問い合わせ 衛生検査課tel(883)1182



野良ネコに エサをあげないで！

飼い主の分からないネコにエサを与え続けると、その地域にたくさんのネコが集まり繁殖します。住みついたネコは糞尿、庭あらしなどをして近所迷惑になります。

かわいいから、お腹を空かせてかわいそうだからといって、むやみにエサを与えないようにしてください。



ワンちゃんにも 転居届は必要です！

犬といっしょに引っ越す場合、引っ越し先の市区町村窓口で登録事項変更の手続きをしてください。秋田市に引っ越して来たときは、市保健所、土崎・新屋支所、アルヴェ市民サービスセンター、河辺・雄和市民センターで手続きできます。

犬の飼い主紹介制度あります

「引っ越しなどで飼えなくなる」「生まれた数が多すぎて飼えない」など、飼い主の都合で飼えなくなった犬を、これから犬を飼いたいと考えている人へ紹介する制度があります。譲りたいかた、新しく飼いたいかたは、印鑑を持って市保健所衛生検査課で登録を。

問い合わせ 衛生検査課tel(883)1182



市役所の ホームページで 部屋探し

住宅整備課のホームページで、市内の賃貸住宅の情報(入居資格・空室情報・間取り・家賃など)を見ることができます。市営・県営住宅のほか、民間のアパート情報も掲載しています。

住宅整備課tel(866)2134



ホームページ http://www.city.akita.akita.jp/city/cs/hs/cs-hs_chintai.htm

3月10日・11日は
自動交付機が
使えません



3月10日(土)・11日(日)は、市役所、アルヴェ市民サービスセンター、土崎支所、秋田テルサにある住民票と印鑑登録証明書の自動交付機が、機器調整作業のため利用できません。

10日(土)・11日(日)に、住民票と印鑑登録証明書の交付を希望されるかたは、アルヴェ市民サービスセンターの窓口へどうぞ。